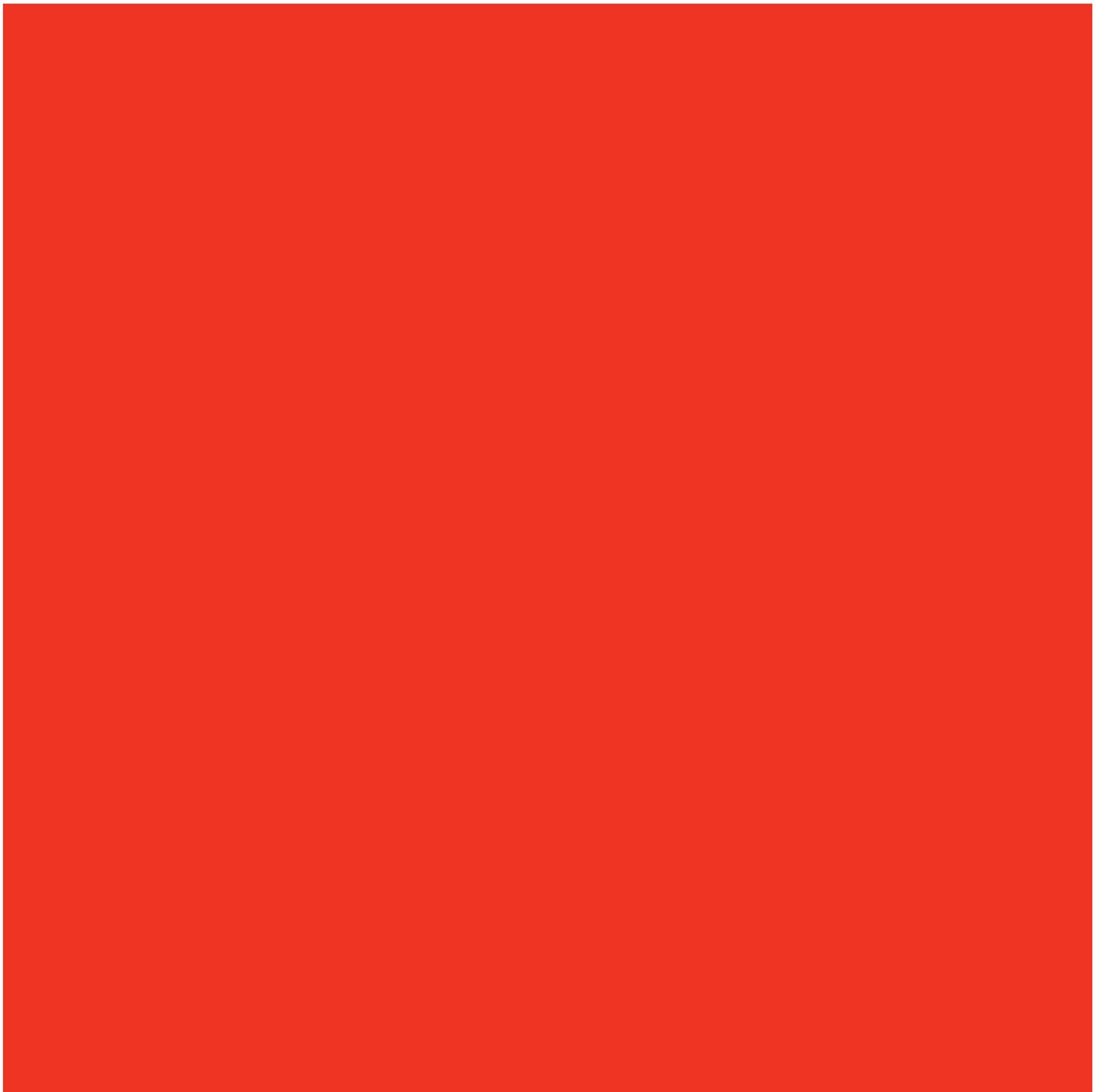


資誠聯合會計師事務所

台湾上場成功への手引き





目次

1. 台湾資本市場のメリット	04
2. 新規上場基準	06
3. 新規上場プロセス	08
4. 新規上場におけるポイント	10
5. セカンダリー上場基準	12
6. セカンダリー上場プロセス	14
7. PwCは台湾上場のベストパートナー	16
8. PwCが御提供するサービス内容	18
付録：東京、香港、上海、深圳、及びシンガポールの上場基準.....	27



前書き

資本市場の自由化政策の一環として2008年に台湾政府は外国企業が積極的に台湾で上場できるように株式取引に関するルールを修正しました。また、外国企業の資格要件やファンドに対する規制緩和も行われました。現在、外国企業や国外にある台湾企業が関連する条件を満たせば、容易に台湾証券取引所 (TWSE) または、店頭市場の台湾証券店頭売買センターに上場申請が可能です。

日系企業にとって上場の可能性のある海外資本市場は複数考えられます。その中で台湾市場での上場はこれまであまり注目されてきませんでした。他のアジア地域に比べて日系企業にとって台湾の資本市場は非常に様々なメリットを有する市場と言えます。

台湾はハイテク産業への理解が深く、巨大な中国市場への窓口として地理的に有利であり、上場にかかる費用も比較的安く抑えられます。台湾の資本市場は流動性も株価収益率も高く、他の市場に比べても合理的なコストで必要とする資金を調達できます。また、セカンダリー上場も積極的に誘致されています。法規制の面でも、台湾で調達した資金を台湾あるいは海外拠点で自由に運用することを認めており、外国為替の規制がきわめて少ない市場です。さらに、日本に友好的な国民感情も加わり、株式上場を目指す日系企業に有望な選択肢となることでしょう。

この冊子は台湾市場の上場プロセス、条件、手続きの概要を理解して頂くために作成されました。すべての内容を説明するものではありませんが、本冊子が台湾での上場を検討する企業様のお役に立てれば幸いです。

台湾資本市場のメリット

一、多様で成熟した産業グループが成長を促進

上海資本市場は内需志向の大規模国有企業、香港資本市場は金融と不動産を主とした大企業に偏っています。一方、台湾資本市場は民生品、自動車部品などはもちろん情報、通信、光電、太陽エネルギー、バイオなどハイテク産業が数多く存在し、発達した産業グループの中で成長することができます。また、規模やタイプの異なる企業の上場に向いています。対中関係の正常化で、中国の内需をターゲットとする産業グループ形成の新しい波が台湾にやってくることを期待されています。

二、政府による外国企業の台湾上場の政策目標が明確

政府は明確な政策目標を掲げ、様々な規制改定を行い外国の上場企業及び中小企業の台湾での上場を開放するとともに推奨しています。

三、外国の台湾上場企業及びその外国株主に対する税務環境

税目	外国企業	台湾企業
キャピタルゲイン課税	非課税	徴収停止
配当税	非課税	20%
相続税及び贈与税	非課税	10%
上場企業の法人税	非課税	20%
証券取引税	0.3%	0.3%

四、上場コストが有利

同規模の会社で比較すると、最も費用がかかるのは香港、次が中国で、台湾は最も経済的と言えます。

五、知識豊かな投資家の存在による正しい企業評価

企業規模が小さい場合、資本市場に上場しても、現地あるいは国際的な機関投資家の目を惹かず、価値が低くなる傾向にあります。台湾市場では、投資家とのIR活動も比較的容易で、会社の真の価値が適切に反映されます。

六、株価収益率及び回転率が香港、シンガポールより高い

市場	区分	株価収益率		回転率	
	年度	'06-'08	'09	'06-'08	'09
台湾		15	111	147	178
香港		16 (注)	18	81	84
シンガポール		12 (注)	26	66	67

(注) 香港及びシンガポールの株価収益率については、実際には、中国大手企業、金融業及び不動産業を除くと台湾を下回っています。

七、相対的に中小企業、非金融、非不動産が台湾市場にも有利

香港及びシンガポールの市場においては株価収益率及び回転率が良いのは大企業、金融、不動産に限られています

が、台湾の市場においては全般的に株価収益率及び回転率が良い傾向にあります。

八、初上場(IPO)も増資(SPO)も資金調達容易

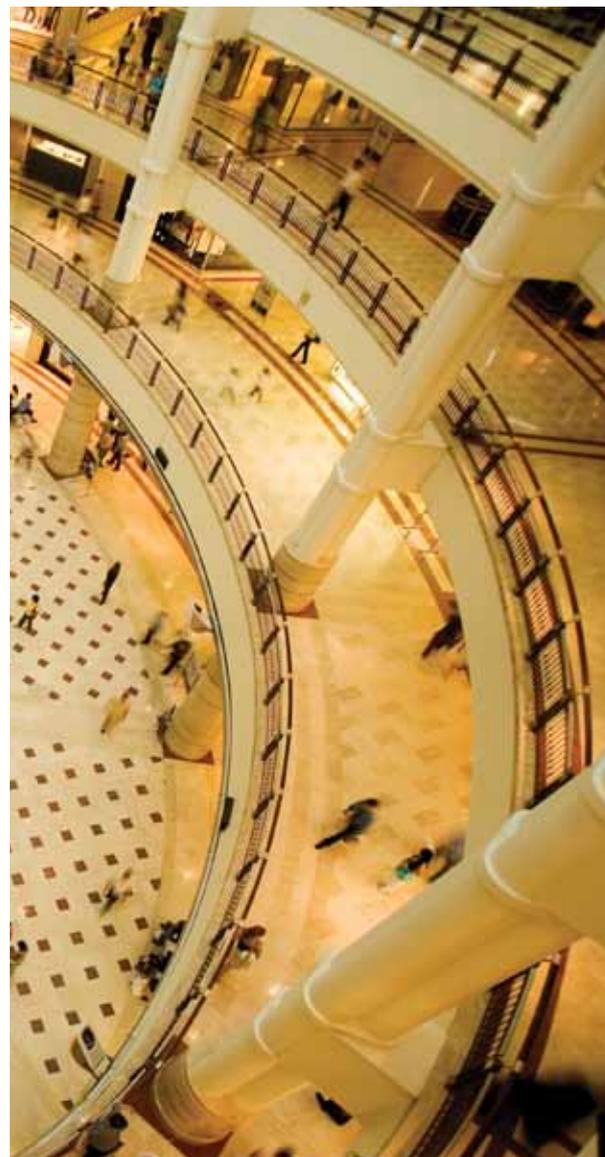
他の資本市場においては、台湾のハイテク企業の株価収益率が平均を下回ることが多く、上場後の資金調達が難しくなる傾向があります。台湾資本市場では株価収益率は比較的高く、初上場(IPO)も増資(SPO)も資金調達が香港やシンガポールより容易です。

九、中国のQDIIの投資を開放

政府は中国の適格機関投資家(QDII)の台湾株投資の上限を緩和しており、優良株の株価上昇に追い風となります。

十、その他

台湾投資家には日本製品が好まれており、台湾上場により中国等における知名度が高まります。また、シンガポール、香港に比べ日本から近い距離にあるので日本からの管理面等で様々なメリットが期待できます。

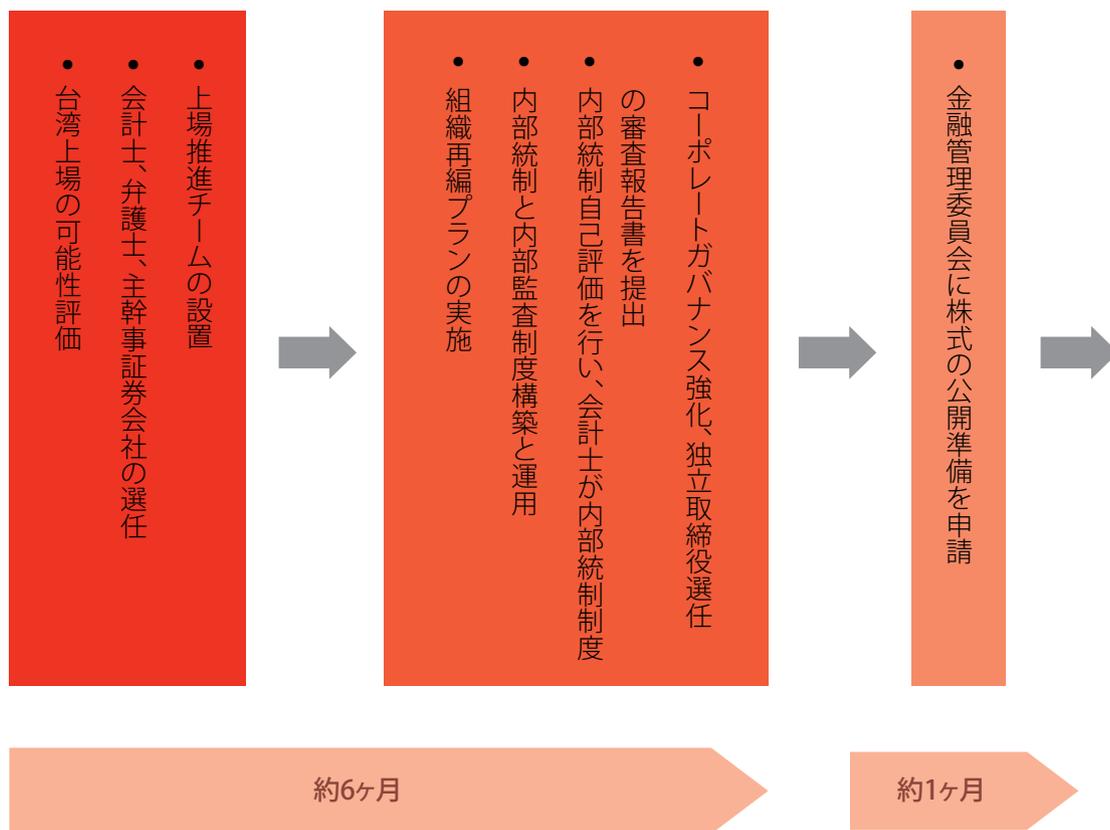


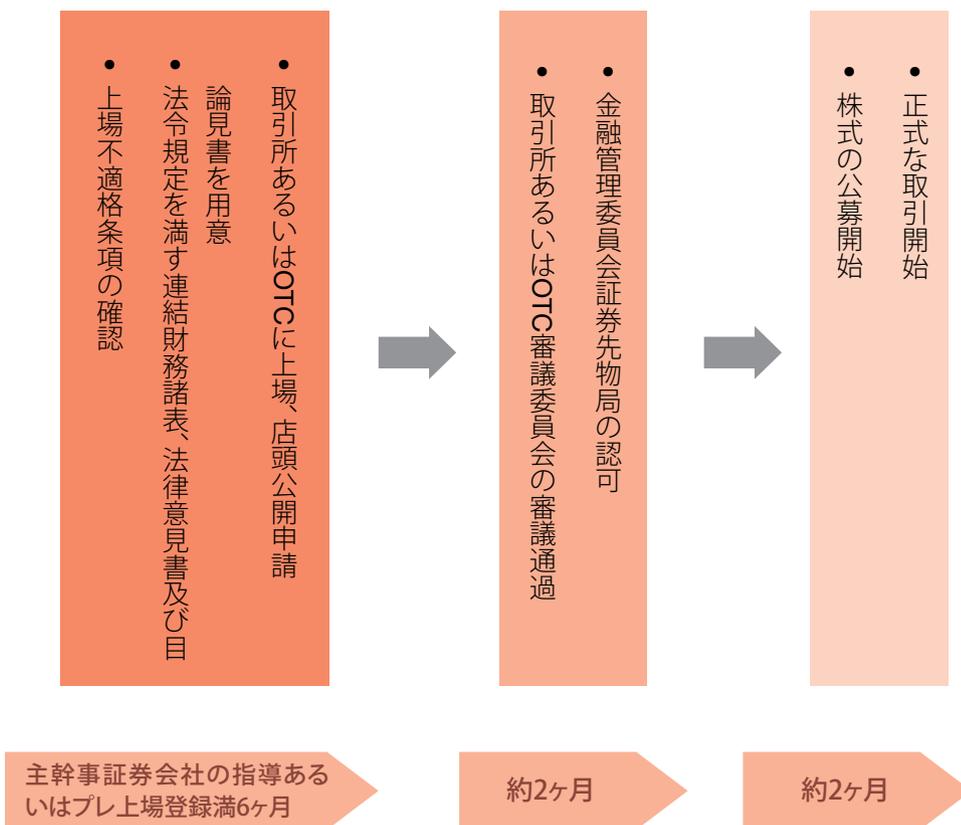
新規上場基準

	新規上場	店頭公開
収益力	直近3年の会計年度の税引前利益の累計が2.5億台湾元以上で、かつ直近の会計年度の税引前利益が1.2億台湾元以上	1. 直近の会計年度の連結財務諸表の税引前利益(株主持分に占める少数株式所有権の比率を考慮しない)が400万台湾元以上で、かつ 2. 税引前利益(株主持分に占める少数株式所有権の比率を考慮しない)と純資産の比率は、以下の条件のいずれか一つに該当しなければならない (1) 直近年度の税引前利益が4%以上、かつ繰越欠損なし (2) 直近2年の税引前利益の平均が3%以上 (3) 直近2年の税引前利益の平均が3%以上、かつ直近の会計年度の収益力が前年度より高い場合
最低資本金額 あるいは純資産	払込資本金額あるいは純資産が6億台湾元以上、あるいは上場時価総額が16億台湾元以上	直近会計年度の純資産が1億台湾元以上
額面	10台湾元	10台湾元

	新規上場	店頭公開
経営期間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請会社あるいは従属会社のいずれかに3年以上の経営記録があるもの 2. 持株会社が申請する場合、設定年数は子会社の実際の運営年数により認定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設立登記してから2年度(1会計年度12ヶ月で) 2. 持株会社が申請する場合、設立年数は子会社の実際の運営年数により認定
株主分布状況 一般株主の持ち株数	記名株主の人数が1,000人以上で、会社内部者及び当該内部者が50%以上の株主を所有する法人を除いた記名株主が500人以上、かつ発行単位総数の20%以上を占めるかあるいは1万単位以上	会社内部者及び当該内部者が 50%以上の株式を所有する法人を除いた記名株主が300人以上、かつ発行単位総数の20%以上を占めるかあるいは1万単位以上
取締役	取締役会の取締役は5人以上、うち独立取締役は少なくとも2人を含め、うち1人は台湾に戸籍を有するものとする	台湾証券取引所の規定を満たす独立取締役を3人設置し、それが取締役席次の5分の1を占め、うち1人は台湾に戸籍を有するものとする
監査役あるいは 監査委員会	いずれか一つを設置 <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査委員会(監査役がない場合、全員社外取締役により構成し、少なくとも3人) 2. 監査役(少なくとも3人) 	明文規定はない
会計基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台湾会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準による 2. 台湾会計基準により作成していない場合、重大な差異、影響する金額、及び台湾の会計士により上記事実に対する意見を開示する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台湾会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準による 2. 台湾会計基準により作成していない場合、重大な差異、影響する金額、及び台湾の会計士により上記事実に対する意見を開示する
指導期間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 6ヶ月間の主幹事証券会社の指導 あるいは 2. 6ヶ月間のGTSMへの店頭登録 	6ヶ月間のGTSMへの店頭登録

3 新規上場プロセス





4 新規上場におけるポイント

台湾上場/店頭公開の方針を確立

戦略パートナーの選択及び会社の体質改善

公開準備及び上場/店頭公開の申請

上場/店頭公開後の管理

準備作業

企業の対応項目

- | | | | |
|--------------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 1. 上場/店頭公開の目的を評価、上場/店頭公開の方針を確立 | 1. 組織、業務またはプロセス調整 | 1. 法令規定を満たす連結財務諸表を用意 | 1. 経営成績の向上 |
| 2. 中核、非中核事業の分析及び再編計画 | 2. 内部統制制度の確立及び実施 | 2. 内部統制制度及び内部監査制度の引き続き有効に機能 | 2. 人的資源の有効活用 |
| 3. 不適格条項の影響を評価 | 3. 内部監査制度の確立及び実施 | 3. コーポレート・ガバナンスを強化 | 3. 財務リスク管理を強化 |
| 4. 組織再編計画の財務への影響を評価 | 4. 株主構成及び資本形成を強化 | 4. 公開準備申請を提出 | 4. 知的財産権保護を強化 |
| 5. 組織再編計画の企業及び個人への税務上の影響を評価 | 5. 会社の情報システム改善及び統合 | 5. 市況を評価し、上場/店頭公開の申請を提出 | 5. IR管理を強化 |
| 6. 上場/店頭公開の推進チームを結成 | 6. 適用会計基準と台湾会計基準との差異を評価 | | 6. 企業の各財務情報の透明度を維持 |
| | 7. 財務諸表の品質改善及び向上 | | |

台湾上場/店頭公開の方針を確立

戦略パートナーの選択及び会社の体質改善

公開準備及び上場/店頭公開の申請

上場/店頭公開後の管理

PwCから貴社へのサービス

監査サービス	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の品質への基本的評価 組織再編計画の財務諸表への影響を分析 帳簿統合コンサルティング提案 財務プランニング及び上場/店頭公開のプロジェクト指導 	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム運用の有効性評価 会計処理方法への提案 内部統制制度の評価及び修正の提案 内部監査制度の評価及び修正の提案 異なる会計基準の採用による差異を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 監査報告書の提出 内部統制制度及び内部監査制度改善サポート 管轄官庁への質疑応答に協力 公開準備申請に協力 審議委員会に出席、質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会及び株主総会に出席 各四半期財務諸表のレビューまたは監査 内部統制制度の実施の改善提案 各証券及び会計関連法令の更新情報を提供 各申告書類及び公開情報のレビューに協力 適時の財務政策の提供及びコンサルティング
税務サービス	<ul style="list-style-type: none"> グループ投資構成の再編 管理及び取引モデルの再編 上場/店頭公開前の資本計画 中国投資のコンサルティング PwC中国と連携し関税及び各税務コンサルティング提供 	<ul style="list-style-type: none"> 現地の税務との整合 業務または各資源の分割もしくは移転 営業税及び関税など間接税の評価及びプランニング 株主資本及びグローバル知的財産などのリーガルサービス 出向人員の税務問題 大株主の資産及び税務管理 	<ul style="list-style-type: none"> 上場/店頭公開関連規定の税務コンサルティング及び評価 多国籍企業の方針検証及び取引モデルの修正に合わせ、税務リスクを低減 優遇税制の申請及びコンサルティング グローバル移転価格のプランニングサービス グループ利益配分プランニングのコンサルティングサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の税務リスク管理体制の構築に協力 コンサルティング及びプランニング M&Aサービス 社員の給与と賞与制度の税務コンサルティング及びプランニング グローバル移転価格ポリシー構築、世界で適用できる同時期文書の作成
アドバイザリーサービス	<ul style="list-style-type: none"> ERPシステムの構築及び導入の企画作業に協力 連結財務諸表作成ソフトの導入協力 	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス及び内部統制の基本モデルの構築に協力 情報システム関連の内部統制プロセスの作成に協力、内部監査スタッフの情報システムへの監査能力を育成 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の多国籍の業務財務管理体制の構築に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 包括的業績評価管理制度の導入サービス 情報安全管理制度の構築に協力
法律サービス	<ul style="list-style-type: none"> 台湾での上場企業選定の評価及び提案に協力 上場企業の定款及び組織書類のレビュー 	<ul style="list-style-type: none"> 上場/店頭公開の各法律事項をレビュー 法令規定を満たすコーポレートガバナンスのモデル構築に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 上場/店頭公開の法律意見書の提出 コンプライアンスのため、会社の上場/店頭公開申請書類のレビューに協力 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の各法律事項のコンサルティングサービス 各知的財産の保護及び管理体制の構築に協力

5 セカンダリー上場基準

TDR の発行規定

設立年数	外国企業が所在国の法律により記名株を発行し、所轄官庁認定済の証券取引所あるいは証券市場に上場したもの
上場単位数 あるいは時価総額	2,000万単位数以上 あるいは 時価が3億台湾元以上
純資産	6億台湾元以上
収益力	直近の会計年度に繰越欠損金が無く、以下の条件のうち一つを満たすもの 1. 直近の1年度の税引前利益/株主資本 \geq 6% 2. 直近の2年度の税引前利益/株主資本の比率は3%以上あるいは平均3%以上に達していて、かつ直近の1年度の収益力が前年度より高い 3. 直近2年度の税引前利益の合計が2億5,000万台湾元以上
株主数(分布状況)	上場時に台湾領域内における台湾預託証券の所有者が少なくとも1,000人で、外国企業の内部者及び当該内部者が50%以上の株式を所有する法人を除いた所有者の所有単位数が、発行単位数総数の20%以上を占めるか、あるいは1,000万単位数以上



その他規定

1. TDRが表章する株式には譲渡制限がない
2. TDRが表章する株式の権利義務は、同種類の株式と同じ

政府認定の証券取引所 あるいは証券市場

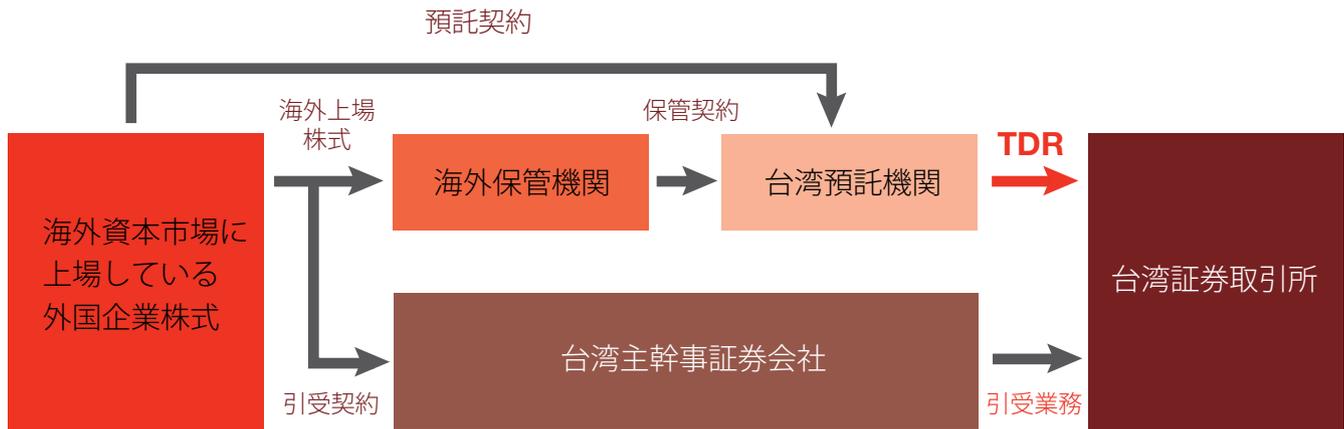
- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. NYSEユーロネクスト(米国) | 11. シンガポール取引所(シンガポール) |
| 2. アメリカン証券取引所(米国) | 12. マレーシア取引所(マレーシア) |
| 3. ナスダック市場(米国) | 13. タイ証券取引所(タイ) |
| 4. ロンドン証券取引所(英国) | 14. ヨハネスブルク証券取引所(南ア) |
| 5. ドイツ取引所(ドイツ) | 15. 香港取引所(香港) |
| 6. イタリア証券取引所(イタリア) | 16. 韓国取引所(韓国) |
| 7. トロント取引所(カナダ) | 17. 政府が認定したその他証券取引所 |
| 8. オーストラリア証券取引所(オーストラリア) | |
| 9. 東京証券取引所(日本) | |
| 10. 大阪証券取引所(日本) | |

6

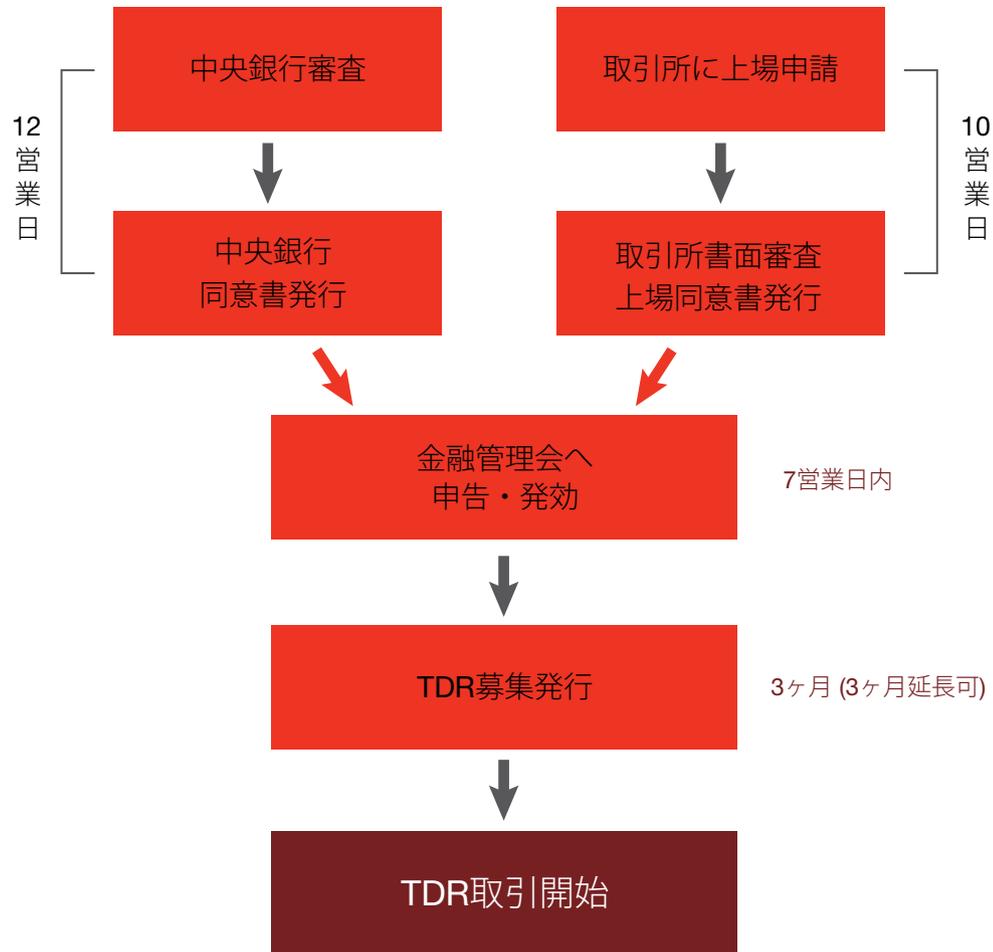
セカンダリー上場基準



TDR発行プロセス



TDR上場申請



PwCは台湾上場のベストパートナー

資誠聯合會計師事務所 (PricewaterhouseCoopers Taiwan)

PwCは台湾企業文化と経営方式を熟知し、台湾と中国の法令規定に精通しており、海外の台湾系企業の台湾上場専門チームを有しています。これにより台湾上場に協力し、その過程でのさまざまな問題とリスクを解決します。

PwCは台湾企業文化と経営方式を熟知し、台湾と中国の法令規定に精通しており、海外の台湾系企業の台湾上場専門チームを有しています。これにより台湾上場に協力し、その過程でのさまざまな問題とリスクを解決します。

Excellent team

- 日系企業の台湾上場の必要性和プランニングを最も理解しています
- 日系企業の思考と言語を理解しています
- 日系企業の投資配置、持ち株構成、上場での問題と税務プランニングに精通しています

Communication bridge

- 海外日系企業と緊密な関係を築いており、台湾ビジネスのニーズを熟知しています
- 最新の法令、税務法律情報を提供していきます
- 豊富な上場アドバイザーの経験を、日系企業の新しい経営戦略と収益向上のためのビジネスモデルに活かしていきます



Bold commitment

- 日系企業の台湾上場サポートにおいて重要な役割を果たします
- 規制環境と経営戦略の変化に対応し、財務会計と税務に有効なソリューションを提供します
- 優れたサービスを合理的なコストで提供します

Value creation

- 上場への有益なアドバイスと税務リスク管理方針確立をサポートします
- 台湾を含めたグローバルな資金調達の成功へとサポートしていきます
- 台湾の規定、ルール遵守、コーポレートガバナンスの実施をサポートしていきます

8 PwCが御提供するサービス内容

監査サービス

経済環境の急速な変化につれ、産業構造と投資環境も変化し、企業が直面するリスクも高まっています。競争が高度化した環境において、関与先にクオリティの高いサービスを提供するため、PwCは各産業に精通した人材を育成し、監査のレベルを引き上げています。

継続的に関与することで、企業経営と政策決定を理解し、経営リスク及び財務リスクの発生を低減させます。

PwCのサービス

- 財務監査
- 財務情報のレビュー
- システムおよびプロセス監査サービス
- 内部統制制度のコンサルテーション
- アニュアル・レポート及び公開情報のレビュー
- コーポレートガバナンスのコンサルテーション
- 会計及び監査に関するコンサルテーション
- 定期的なセミナー
- 最新法令改正の定期的なアップデート

上場、店頭公開申請の指導及び企画

世界に展開する国際企業では、経営資金の調達企業が発展の鍵を握ります。企業の株式上場の過程を通じて、PwCは最も信頼おけるパートナーとして、各段階において豊富で熱意あるサービスチームが、中長期の指導とプランニングのコンサルテーションを行います。

PwCのサービス

- 役員構成の企画コンサルテーション
- 企業の資本計画コンサルテーション
- 資本構成、株主資本形成及び財務健全化のコンサルテーション
- 資金調達、M&Aなどのコンサルテーション
- 資金調達計画書のレビュー
- 資金調達方法の選択コンサルテーション
- 増資業務のコンサルテーション
- 上場前の財務プランニングとタイミングのコンサルテーション
- 公開発行あるいは上場資料の準備及びレビューのコンサルテーション
- 上場審議会への参加協力





ITシステムの監査サービス

情報技術と財務報告の環境が複雑になるにつれ、多くの企業は複雑なプロセスと情報システムが生み出す情報に依頼するようになってきました。そこで統制制度の設計、文書化及び運営の良否が、財務報告と経営意思決定に関する情報の正確性と適時性に重要な影響を及ぼします。

PwCは財務会計、税務および情報システム監査の経験を有する専門スタッフが、企業のプロセスおよび情報システム管理統制の監査とコンサルティングサービスを提供し、情報の品質向上と、コントロール体質の強化に協力します。

PwCのサービス

- 情報システムあるいは内部統制制度の監査
- IT一般統制 (IT General Controls)のレビュー、コンサルティング
- 情報システムの基礎構成とデータベースセキュリティのレビュー
- 情報システム導入前後のレビュー、その統制制度コンサルティング
- 情報システムの品質レビュー

内部統制のコンサルテーション

内部統制の目的は、企業の経営効率の向上、財務報告の信頼性確保と法令コンプライアンスにあります。PwCの内部統制コンサルテーションはリスク管理とCOSO統制モデルに重点を置いています。

PwCはCOSO統制モデルの5大要素及びリスク管理メカニズムの全体的な観点から、企業の規模と必要性に応じて、急速に変化する環境の中で適切な内部統制プロセスと内部監査方法を確立することをサポートし、また企業の内部監査を強化して、適切な内部統制制度およびプロセス構築の目標達成に協力します。

PwCのサービス

- 内部統制の全体的なリスク管理コンサルテーション
- 内部統制の各プロセスおよびリスク管理レビュー
- 内部統制運用に関するコンサルテーション
- 内部監査に関するコンサルテーション
- 内部統制監査及び関連事項のコンサルテーション



コーポレート・ガバナンスに関するコンサルテーション

コーポレート・ガバナンスの目的は、会社のステークホルダーを公正、公平に遇し、その利益を守り、会社経営の健全化により最大の利益を追求するところにあります。

PwCはコーポレート・ガバナンスの理念と実務に会社の業務プロセス、リーダーシップと組織運営を結びつけ、取締役および経営陣と共にコーポレート・ガバナンスの発展と運営モデルを分析し、ステークホルダーの期待に応え、同業他社の範とすべき良好なコーポレート・ガバナンス制度を確立します。

PwCのサービス

- コーポレート・ガバナンスと関係法令コンサルテーション
- コーポレート・ガバナンス文化と制度の確立コンサルテーション
- 取締役の経営能力向上に協力
- 情報の透明化コンサルテーション
- コーポレート・ガバナンス制度の国際化に協力
- 監査委員会設置のコンサルテーション
- 監査委員会の有効性と内部統制手続きのコンサルテーション
- 独立取締役、監査役の有効な活用のためのコンサルテーション

税務コンサルティング

グローバルに競争が高度化した市場と複雑な規制環境から、企業のタックスプランニングとリスク管理は複雑化しています。

PwCはさまざまなタイプの組織が必要とするタックスプランニングのコンサルティング専門スタッフを擁し、豊富な産業と管理コンサルティング経験から、関与先に協力して変化の早い市場に対応し、必要に応じたサービスチームを編成します。

PwCのサービス

- 国際税務コンサルティングとプランニング
- M&Aサービス
- グローバルな移転価格サービス
- 中国投資税務サービス
- 国内税務コンサルティングとプランニング
- 社員の国外出向に関する税務サービス
- 個人資産と税務管理コンサルティング
- 株主資本と投資管理サービス
- 知的財産権のプランニングとコンサルティング



法律コンサルティング

外国企業が台湾に上場し資金調達する場合と、国内企業の上場とは状況が異なります。外国企業の会社登記と主要な営業の場所は台湾内になく、そのコーポレート・ガバナンス適用の準拠法も台湾とは異なります。主要株主と経営陣も国内に住所がないので、政府、証券取引所/OTCは外国企業の上場に関するリスク、とくに法律問題について関心を持っており、国際的資本市場の実務により投資家保護を考えています。

外国企業の台湾上場を法律面から言うと、段階別に(1)上場前の組織再編 (2)上場申請 (3)上場後のコンプライアンスに分けられ、それぞれ専門の弁護士が参与し、コンプライアンスを確認し、リスクを管理することが望めます。普華商務法律事務所はPwCと提携し、外国企業の上場について、資本市場の法律知識と経験から専門的法律サービスを提供します。

PwCのサービス

上場前の組織再編段階

- 国外の持ち株会社設立
- 株式の転換と組織再編の法律サービス
- 株主資本確保のコンサルティング
- 再編取引の資料の作成
- 主要な資産取引の法律サービス

上場申請段階

- 外国企業の定款および組織資料修正
- 外国企業の会社登記地の法令とわが国の法令の重大な差異レビュー
- 国外の弁護士と外国企業の法律監査
- 国外の弁護士と外国企業のコンプライアンスに法律意見提出
- 目論見書およびその他上場申請資料のレビュー
- 証券取引所、OTCの上場法令コンプライアンスへの質問に回答

上場後の段階

- 外国企業の上場後も法令コンプライアンスに協力

日系企業の台湾上場サポートチーム

PwC台湾日本企業部ウェブサイト>> <http://www.pwcjbn.com.tw/>



張明輝 監査部門統括責任 パートナー

1984年にPwC台湾に入所、企業合併、買収及び分割に従事しており、台湾企業の台湾上場申請をサポートし、成功を果たす。台湾会計士公会理事、台北市会計士公会監事及び中原大学会計学部兼任講師を担当しており、現在はPwC台湾監査部門リーダーである。

+886-2-2729-6666 ext:25222 dexter.chang@tw.pwc.com



高橋忠利 日本企業部統括責任 パートナー

PwCメルボルン事務所に入所後、2001年より PwC台湾事務所に勤務。日系クライアントへの幅広いサービス提供に尽力。特に移転価格については、台湾で2004年度からの制度導入以来、オーストラリアでの豊富な経験を活かし、日系クライアントをサポートし絶大な信頼を得る。現在PwC上海を兼務。

+886-2-2729-6666 ext:25225 toshi.takahashi@tw.pwc.com



李運鞭 日本企業部会計士 パートナー

1990年にPwC台湾に入所。監査業務に従事。会計及び監査の理論と実践の応用について幅広い知識を有するとともに、J-SOX、IPO、税法についても深い知識と経験を有し、その多面的なアドバイスに定評がある。ハイテク産業を中心とした幅広い業界知識も有し、多くの台湾進出の日系クライアントから絶大な支持を得ている。

+886-2-2729-6666 ext:25260 thomas.lee@tw.pwc.com



奥田健士 日本企業部 ディレクター

1994年中央監査法人大阪事務所に入所後、会計監査に従事。2000年8月よりPwC香港事務所に駐在。香港・華南進出企業が抱える様々な会計上・税務上、管理上の問題点とその対応策に関する幅広い知識、経験を生かしたサービスを提供している。2010年7月よりPwC台湾に勤務。日本国公認会計士。

+886-2-2729-6666 ext:23401 kenji.okuda@tw.pwc.com



久保恵子 日本企業部 ディレクター

1990年にPwC台湾に入所。日系企業向けに投資及び会計登記など一般的なコンサルテーションを提供。法務、税務部門と共に投資計画、組織再編などのプロジェクトを実施。非常に高い中国語能力を持ち、会計・税務・法務・アドバイザリーの様々な分野において日系クライアントの立場に立ったアドバイス能力を発揮している。

+886-2-2729-6666 ext:23403 keiko.kubo@tw.pwc.com



王妙五 日本企業部 ディレクター

日系企業での23年の勤務を経て、2002年PwC台湾に入所。海運、小売業、工事プロジェクトなどについては豊富な経験を有する。そのきめ細やかな対応にはクライアントからの信頼も厚い。日本語堪能。

+886-2-2729-6666 ext:23402 miaw-wuu.wang@tw.pwc.com



岡林崇 日本企業部 マネージャー

2001年中央青山監査法人(現あらた監査法人)に入所。国内メーカーの監査、IPOクライアントの上場アドバイザー、及びJ-SOXの内部統制アドバイザー業務に従事する。2009年7月よりPwC台湾に勤務。台湾に進出する日系企業に対して会計及び税務知識に基づく総合サービスを提供している。2010年1月より高雄ジャパンデスクを兼任。日本国公認会計士。

+886-2-2729-6666 ext:23407 takashi.okabayashi@tw.pwc.com

付録：東京、香港、上海、深圳、及びシンガポールの上場基準

日本の東証一部(直接)上場基準(形式要件)

利益の額 あるいは時価総額	<p><利益の額> 連結経常利益金額又は連結税金等調整前当期純利益金額のいずれか低い額</p> <p>次のいずれかの基準を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none">最近2年間 1億円以上(最初の1年間)、4億円以上(最近の1年間)最近3年間 1億円以上(最初の1年間)、4億円以上(最近の1年間)、 かつ最近3年間の利益の総額が6億円以上時価総額が1,000億円以上かつ最近1年間における売上高が100億円以上
最低資本金額 あるいは純資産	純資産の額: 10億円以上(直前事業年度末)
経営期間	新規上場申請の直前事業年度の末日から起算して、3カ年以前から取締役会を設置して、継続的に事業活動をしていること
株主分布状況 一般株主の持ち株数	<ul style="list-style-type: none">●株主数 2,200人以上(上場時)●流通株式 (1)流通株式数・・・2万単位以上(上場時) (2)流通株式比率・・・上場株券等の数の35%以上(上場時)
取締役	社外取締役又は社外監査役を1名以上確保
監査役あるいは 監査委員会	監査役会又は委員会を設置
会計基準	日本会計基準

香港メインボード上場条件

収益力	次のいずれかの基準を満たすこと 条件1 直近3年度の税引後利益の累計>3,000万香港ドル かつ直近1年の税引後利益>2,000万香港ドル 条件2 直近1年の売上高>5億香港ドル 条件3 直近1年の売上高>5億香港ドル かつ直近3年度の営業CF累計>1億香港ドル
時価総額	次のいずれかの基準を満たすこと 条件1: 時価 2億香港ドル以上 条件2: 時価:40億香港ドル以上 条件3: 時価:20億香港ドル以上
経営期間	3年以上

<p>株主分布状況 一般株主の持ち株数</p>	<p>一般株主の持ち株比率が25%に達し、時価は5,000万香港ドル以上 (発行者が上場時の時価総額は100億香港ドルを超えると予想する場合、 聯合財産権取引所は15%から25%まで受入れる) 上記条件1、2の場合、上場時の一般株主>300名 上記条件3の場合、上場時の一般株主>1,000名</p>
<p>取締役</p>	<p>最低3人の社外非業務執行取締役を委任し、少なくとも1人は専門資格あるいは会計、財務管理の専門知識を備える</p>
<p>監査役あるいは 監査委員会</p>	<p>監査委員会を設立し、かつ全て非業務執行取締役で構成 最低3人で、その中の1人は専門資格あるいは会計、財務管理の専門知識 を備える社外非業務執行取締役 過半数及び議長は社外非業務執行取締役でなければならない</p>
<p>会計基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3年分の財務諸表が必要(免除された会社は不要) 新規上場企業に対して、香港会計基準あるいは国際会計基準が認められる 一定の条件下では、米国会計基準または他の会計基準も認められる
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 直近3年の会計年度内に経営陣の異動がない 所有権と支配権は直近会計年度内に変更がない

上海メインボード上場条件

収益力	<ol style="list-style-type: none">1. 直近3年度の利益純額が3,000万人民元超2. 直近3年度の営業活動による現金の増加が5,000万人民元あるいは営業収入が3億人民元超
最低資本金額 あるいは純資産	発行前は3,000万株以上、上場時の資本は5,000万人民元以上
経営期間	3年以上
株主分布状況 一般株主の持ち株数	<p>一般株主の持ち株(注)は少なくとも25%。発行時の株数が4億株を超えた場合、発行比例を下げられるが、10%を下回ってはいけない</p> <p>注: 下記は一般株主に含まれない</p> <ol style="list-style-type: none">1. 上場企業の10%以上の株式を有する株主2. 上場企業の取締役、管理職及びその関係者
会計基準	中国会計基準
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 発行者の直近3年内の主要業務、取締役及び管理職に重大な異動がなく、支配者の変更もない2. 直近3年内に重大な違法行為がない3. 中国証券監視会の許可を得て株式が既に発行されている

深圳メインボード上場条件

収益力	<ol style="list-style-type: none">1. 直近3年の会計年度は全て利益があり、かつ3,000万人民元超2. 直近3年の会計年度の営業活動により現金の増加が5,000万人民元超、あるいは直近3年の会計年度の営業収入が3億人民元超
最低資本金額 あるいは純資産	<ol style="list-style-type: none">1. 発行前の資本総額は3,000万人民元以上、発行後の資本総額は5,000万人民元以上2. 直近年度末の無形資産が純資産に占める比例は20%を超えない3. 直近年度末に繰越欠損金がない
経営期間	3年以上
株主分布状況 一般株主の持ち株数	一般株主は少なくとも25%、発行時の資本が4億人民元を超えた場合、発行比率は10%を下回ってはいけない
会計基準	中国会計基準
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 発行者の直近3年内の主要業務、取締役及び管理職に重大な異動がなく、支配者の変更もない2. 直近3年内に重大な違法行為がない3. 中国証券監視会の許可を得て株式が既に発行されている

深圳GEM上場条件

収益力	<p>下記条件のいずれか一つを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近2年連続して利益があり、直近2年の利益純額は1,000万人民元以上、かつ成長し続けている 直近1年に利益があり、かつ利益純額は500万人民元以上。直近1年の営業収入は5,000万人民元以上。直近2年の営業収入の増加率は30%を下回らない <p>注: 利益純額とは特別損益加算前と加算後のうち低いほうを計算基準とする</p>
最低資本金額 あるいは純資産	<ol style="list-style-type: none"> 発行後の資本総額は3,000万人民元以上 発行前の純資産は2,000万人民元以上、かつ直近年度末に繰越欠損金がない
経営期間	3年以上
株主分布状況	発行者株式所有権の帰属が明確で、持株株主と子会社株主、支配者が支配する株主の持ち株には重大な問題が存在しない
会計基準	中国会計基準
その他	<ol style="list-style-type: none"> 発行者は一つ主要な業務を経営 発行者直近2年内の主要業務、取締役及び管理職に重大な異動がなく、支配者の変更もない 中国証券監視会の許可を得て株式が既に発行されている

シンガポールメインボード上場条件

収益力	<p>条件1: 直近3年の連結税引前利益は750万シンガポールドル以上、かつ3年間毎年の税引前利益は100万シンガポールドル</p> <p>条件2: 過去1年あるいは2年の連結税引前利益は1,000万シンガポールドル以上</p> <p>条件3: 特に要求はない</p>
最低資本金額 あるいは純資産	<p>条件1及び条件2: 特に要求はない</p> <p>条件3: 上場時の最低時価総額は8,000万シンガポールドル</p>
経営期間	<p>条件1: 3年</p> <p>条件2及び条件3: 特に要求はない</p>
株主分布状況 一般株主の持ち株数	<p>一般株主の持ち株数は25%以上で(時価総額が3億シンガポールに達する場合、12%~20%までに下げられる)、かつ500人以上の株主</p>
取締役	<p>2人以上シンガポール常時駐在の社外取締役</p>
監査役あるいは 監査委員会	<p>監査委員会を設立</p>
会計基準	<p>シンガポール会計基準</p> <p>国際会計基準</p> <p>米国会計基準</p>



Recycled Paper

By using one ton of postconsumer recycled fibre in lieu of virgin fibre
can offer the following benefits to the environment:



31.48 trees were preserved for the future



90.93 lbs of waterborne waste was not created



13,373 gallons of wastewater flow were saved



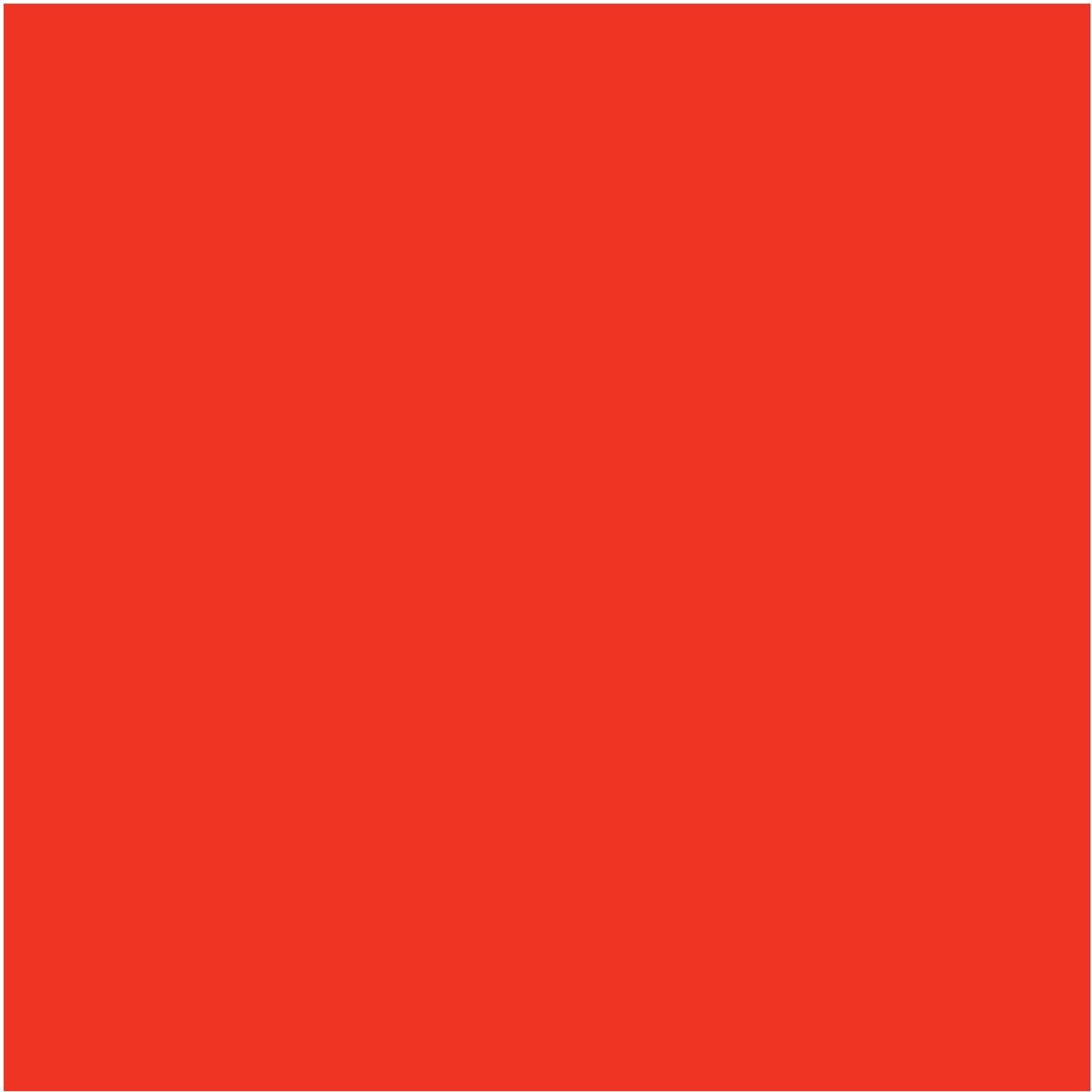
1479 lbs of solid waste was not generated



2913 lbs net of greenhouse gases was prevented



22,299,750 of BTUs energy not consumed



www.pwcjbn.com.tw